

救急・周産期・小児医療機関Q&A(厚生労働省)

No	質問	回答
1	<p>支援金支給事業について、どのような経費が補助対象となるのでしょうか。</p>	<p>○「従前から勤務している者及び通常の医療の提供を行う者に係る人件費」を除き、感染拡大防止対策や診療体制確保等に要する費用が対象です。 ○ 感染拡大防止対策に要する費用に限られず、院内等での感染拡大を防ぎながら地域で求められる医療を提供するための診療体制確保等に要する費用について、幅広く対象となります。 ※ 例: 清掃委託、洗濯委託、検査委託、寝具リース、感染性廃棄物処理、個人防護具の購入等</p>
2	<p>支援金支給事業について、いつからいつまでの経費が対象となるのでしょうか。</p>	<p>○ 令和2年4月1日から令和3年3月31 日までにかかる経費が対象となります。 ○ 申請日以降に発生が見込まれる費用も合わせて、概算で申請することも可能としています。概算で申請した場合、事後に実績報告が必要となるため、領収書等の証拠書類を保管しておいてください。なお、実績報告において対象とならない経費が含まれていた場合など、概算で交付した額が交付すべき確定額を上回るときは、その上回る額を返還していただくこととなります。</p>
3	<p>どのような施設が補助の対象となるのでしょうか。また、実施要綱において「感染症指定医療機関以外の医療機関を受診した場合においても診察できるよ」との記載がありますが、感染症指定医療機関については本事業の対象外となるのでしょうか。</p>	<p>○ 新型コロナ疑い患者を診療する医療機関として都道府県に登録された、救命救急センター、二次救急医療機関、総合周産期母子医療センター、地域周産期母子医療センター、小児中核病院、小児地域医療センター、小児地域支援病院等を対象としています。 ※「等」は、小児医療機関については、都道府県によって、医療計画で「小児中核病院、小児地域医療センター、小児地域支援病院」として医療機関を記載していない場合もあるため、医療計画に「小児中核病院、小児地域医療センター、小児地域支援病院」に相当するものとして記載がある医療機関を想定しています。 ○ また、感染症指定医療機関であっても上記の要件を満たすのであれば対象となります。</p>

救急・周産期・小児医療機関Q&A(厚生労働省)

No	質問	回答
4	精神科救急医療機関も補助の対象になるのでしょうか。	○ 精神科救急も救急医療機関に含まれるので、新型コロナ疑い患者を診療する医療機関として都道府県に登録された、精神科救急医療機関であれば、対象となります。
5	支援金支給事業について、一つの医療機関が、救急医療も周産期医療も小児医療も行っている場合、3倍の支援金がもらえるのでしょうか。	○ 医療機関単位で支援を行うものであり、救急医療も周産期医療も小児医療も行っている場合であっても、支援金は3倍になりません。
6	新型コロナ疑い患者を診療する医療機関として都道府県に登録された場合、その旨が公表されるのでしょうか。	○ 新型コロナ疑い患者を診療する医療機関として都道府県に登録した後、都道府県において、患者の受入先を調整する組織・部門や消防機関と情報を共有することとしていますが、一律に公表することは求めています。
7	支援金支給事業について、100床ごとに上限額が加算されるが、加算される病床数に上限はあるのでしょうか。また、病床数は救急・周産期・小児医療に係る病床に限られるのでしょうか。	○ 病床数の上限はありません。 ○ また、病床数は救急・周産期・小児医療に係る病床に限らず、当該医療機関全体の許可病床が対象となります。
8	支援金支給事業について、病床数には一般病床以外の病床も含まれるのでしょうか。また、いつ時点の病床数になるのでしょうか。	○ 一般病床、療養病床、精神病床、感染症病床、結核病床の許可病床数の合計となります。 ○ なお、原則として令和2年4月1日時点の許可病床数となりますが、増床や新規開院をしている場合は「申請を行う日」の許可病床数を用いてください。
9	「疑い患者」も「確定患者」も受け入れる医療機関(感染症指定医療機関など)は当該事業の対象という理解でよいか。	疑い患者を受け入れる医療機関として都道府県に登録した場合は対象です

救急・周産期・小児医療機関Q&A(厚生労働省)

No	質問	回答
10	「疑い患者」は受け入れないが、確定の超重症患者を受け入れる医療機関は当該事業の対象とならないか。	疑い患者を受け入れない場合は本事業の対象外です
11	二次医療機関であるが、現時点では入院患者の受け入れはしないことになっているが、疑い患者を受け入れている。疑い患者が入室する病室に陰圧装置を設置したいが補助対象となるか。	疑い患者を診る医療機関として登録した場合は対象となる。
12	以下の医療機関は、当該事業の対象となるか。要件がある場合はそちらも御教示願いたい。 R2.5.13付け事務連絡「新型コロナウイルス感染症を疑う患者等に関する救急医療の実施について」の1.に記載のある「新型コロナ疑い患者を受入れる医療機関と他の疾患等の救急患者を受け入れる医療機関」の后者(調整により役割分担されたもの)	救命センター等の機能を持ち、「疑い患者を診察する医療機関」として都道府県の作成するリストに掲載される医療機関が対象となる。役割的にはご指摘の通知を参照願いたい
13	協力医療機関として登録した病院はすべて救急・周産期・小児医療体制確保事業の対象となると考えてよいか。 (例)2次救急医療機関などに指定はされていないが、それに準じた救急の受入れや在宅療養支援病院としての機能をもっている病院について、こちらの支援金の対象となるか	実施要項上の救急・周産期・小児医療を担う医療機関である必要がある。 (準じたは×)
14	小児医療機関について、こども急患センター(初期救急)もこちらの支援金の対象となるか。	対象とならない。

救急・周産期・小児医療機関Q&A(厚生労働省)

No	質問	回答
15	対象となる医療機関に「救急告示医療機関」を含めることは可能か。	二次以上の機能をもつと都道府県において(医療計画等で定めており)説明可能であれば可 一次施設であれば対象外となるため19の事業を活用願いたい
16	実施者として「救急医療」を担う医療機関とあるが、輪番制で精神科救急を担う場合は含まれるのか。	一般の二次救急以上を担っている必要があります。
17	「救急医療を担う医療機関」としては、救命救急センター、二次救急医療機関とされているが、その他救急病院等(救急病院等を定める省令に基づく医療機関)は対象となるのか。	救急で対象となるのは記載のとおり救命センターと二次医療機関である
18	才留意事項(ウ)「本事業を実施する医療機関は、「新型コロナウイルス感染症を疑う患者を診療する医療機関」として、都道府県に登録を行うこと」とあるが、「診療する」とは外来のことなのか入院のことなのか。	外来のことである
19	オ-(エ)『受入れ医療機関の空床状況から、必ずしも当該医療機関への入院を求めるものではなく』とあるが、原則は疑い患者の入院受入れ体制を有することが必要か。	可能な限り入院受入体制を有することが好ましいが、医療機関の役割分担などもあるため、必ずしも疑い患者の入院受入体制を有することが必要とはしていない
20	対象医療機関では、病床を確保する必要があるのでしょうか。	病床の確保については必ずしも要件となっているものではない。

救急・周産期・小児医療機関Q&A(厚生労働省)

No	質問	回答
21	<p>オ-(ウ)『都道府県に登録を行うこと。』とあるが、登録に必要な要件はあるのか。ある場合はどういうものか。</p> <p>①事業期間(年度末までとするか)や ②実施日数(24時間365日体制か、週のうち任意の日数、時間帯でもよいか)等に要件があるかをお示しいただきたい。</p>	特に要件はないため、必要な範囲で検討願いたい
22	<p>この項目で言う「疑う患者」とは、感染症法上の疑似症患者以外の幅広い意味の疑い患者という意味でよろしいか。</p>	患者の症状等により医師が疑うと判断したものをいう
23	<p>実施要綱のイ実施者について、「市区町村」と記載されている。市区町村を明記した意図及びどのような取組みを想定しているのか、御教示ください。(公立医療機関も対象となることを意味しているのでしょうか。実施者に市区町村という記載がない他事業との違いを明らかにしてほしい。)</p>	当該事業においては実施主体の都道府県と同様、市町村立の医療機関もあるため記載したもの
24	<p>設備整備等事業について、入院ではなく一時的な処置のために使用する設備であっても初度設備費の補助対象となるか。</p>	貴見のとおり
25	<p>・簡易折り畳み式ブース(陰圧型ベッド)は対象としてよいか</p>	新型コロナに感染疑いがある患者への使用であれば設備整備費の対象

救急・周産期・小児医療機関Q&A(厚生労働省)

No	質問	回答
26	積極的な受入れはしない診療科で、救急受入で疑い患者に対する予防的な感染拡大防止の観点から同科で必要な物品に対しては補助金申請は可能か。	本事業を実施する医療機関は救急隊から疑い患者の受入要請があった場合一時的にでも受け入れることとされているため、その趣旨に反しないものであれば可能
27	整備対象設備として、「簡易病室及び付帯する備品」があるが、例えば、すでにある病室(4床:病床ごとに仕切りあり)をコロナ患者受入れ用に改修(仕切りを撤去し、2床とする。)し、1床あたりの面積を広げるような工事について対象となるのか。 ※実施にあたっての取扱いの通知では、「簡易病室とは、テントやプレハブなど簡易な構造をもち、緊急的かつ一時的に設置するものであって、新型コロナウイルス感染症患者等に入院医療を提供する病室をいう。」となっている。	支援金において対応願いたい
28	個人防護具、消毒経費は事後のみが対象となるのか。体制確保のため数量を予測分を要求してもよいか。	よい。
29	支援金は、疑い患者への対応や感染拡大防止対策等に従事した職員の超過勤務手当等についても対象となるのか。また、仮に対象となる場合は、事後確認をどのように行うべきか(例:領収書はないので、様式に日時、金額と従事内容等を記載させる)。	『従前から勤務している者及び通常の医療の提供を行う者に係る人件費』でなければ、医療機関でかかる経費は基本的に対象になると考えています。 上記を説明しうる書類を集めていただければ。(記載していただいた方法でも可)
30	実施要綱3(18)エ(ア)「設備整備等事業」のうち、⑤簡易診療室及び付帯する備品については、簡易診療室を設置するために必要な工事費や設計費等を含んで良いでしょうか。(その他設備整備等事業も同様)	簡易診察室を設置するために必要な経費と説明できるのであれば可

救急・周産期・小児医療機関Q&A(厚生労働省)

No	質問	回答
31	エ（イ）支援金支給事業について 購入する際の消耗品や備品等は、(ア)設備整備等事業において購入する備品以外で感染拡大防止対策や診療体制確保等に要する費用と考えてよいか。	貴見のとおり
32	③ 実施要綱の「エ 設備対象設備等」における①「新設、増設に伴う初度設備を・・・」の解釈として、一般病床を疑い患者用の病床に転換した場合は、「新設・増設」に含まれるのか。また、病床の転換が「新設・増設」として含まれる場合、休床していた病床を疑い患者用の病床に転換した場合も認められるのか？	「疑い患者を受け入れる病床を新設、増設する」ものであると説明可能なものであれば可
33	エの(ア)設備整備事業 ⑨救急医療を伴う医療機関において、疑い患者の診療に要する備品とは具体的に何か。感染疑い患者に対し直接及び間接感染予防の観点から人工心マッサージ器や超音波画像装置といったものや問診用タブレットなど診察をサポートする機器なども対象となるのか。	救急診療のため交換が必要な備品を想定している。指摘のものについては支援金の活用を検討願う
34	実施要綱3-エ-（イ）支援金支給事業 において、『(従前から勤務している者及び通常の医療の提供を行う者に係る人件費は除く)』とあるが、どのような場合は人件費が補助対象に含まれるのか、具体例を示されたい。	新たに新型コロナウイルス感染症対策として行う作業にかかる人件費が対象となります。
35	補助対象となる設備整備事業項目に「救急医療を担う医療機関において、疑い患者の診療に要する備品」との記載があるが、具体的にはどのような備品が補助対象となるのか。	ビデオ喉頭鏡等を想定している

救急・周産期・小児医療機関Q&A(厚生労働省)

No	質問	回答
36	「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業(医療分)の実施に当たっての取扱いについて」 (令和2年6月16日付け事務連絡)において、設備整備等事業の上限額が示されておりますが、それぞれ「1床当たり、1人当たり、1台あたり」で上限が示されている費用については、1施設当たりの上限額はないという解釈でよろしいのでしょうか。	貴見のとおり
37	【上限額】(設備整備等事業)について、エ(ア)①～⑩に示されている対象備品は限定列举なのか。 それ以外の備品を購入する場合は、『新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業(医療分)』の7ページにある合計30万円が上限額となるのか。また、各備品に上限額はないのか。	限定列举となる。それ以外については同事業の支援金にて請求が可能となる
38	一つの医療機関で、救急医療・周産期医療・小児医療のうち複数の医療機能を担っている場合は、それぞれの部門で必要な設備整備を補助の対象としてよいのでしょうか。	重複請求さえなければ貴見のとおり
39	感染リスク軽減対策のための窓口へのクリアパーテーションの購入費は対象になるでしょうか。	HEPAフィルターがついているものは設備整備等事業、それ以外については支援金の対象になる
40	② 設備整備等事業の個人防護具の「1人あたり」とは何の1人あたりか？ (患者？従事者？) また、1枚の考え方について、1人1日1枚とか、1人1患者あたり1枚、全期間通じて1人1枚など、どのように考えるか？	患者1人あたりとなる。

救急・周産期・小児医療機関Q&A(厚生労働省)

No	質問	回答
41	「イ 支援金支給事業」の上限は示されているが、「ア 設備整備等事業」の上限は設定されていないという認識でよいのか。	貴見のとおり
42	上限額の算定に用いられている病床数は、医療機関の総病床数でしょうか。また、簡易ベッド等は含まれないでしょうか。	許可病床数
43	当該事業における「寄付金その他の収入額」は、基本的には無いものと考えているが、国として想定しているものがあれば示していただきたい。	診療報酬、寄付金など。 いずれにせよ、会計手続き上、該当しそうなものがあれば照会されたい。
44	事業年度の終了時点において、結果として救急隊からの受入要請がなかった医療機関について、補助金の返還の義務が生じるか。	例示のケースでは生じない
45	留意事項には、「対象医療機関が通常使用している医療資器材について、事前に把握し、医療従事者が支障なく使用できるよう考慮すること」とあるが、どのような意味か。医療機関が通常使用している器材を県が把握しなければならぬという意味か。	物品が不足するなか、過剰に請求もしくは不足請求とならないよう、必要数を考慮していただきたい旨となる
46	実施要綱3(18)オ(エ)に「本事業を実施する医療機関は、救急隊から疑い患者の受入れ要請があった場合には、一時的にでも当該患者を受け入れること。」とあるが、受入拒否が判明した際は、対象除外、補助金返還などの措置を行う必要があるか。	疑い患者を受け入れる医療機関として登録したにも拘わらず、特別の事情もなく要請を断るなどの実態が発覚した場合は、補助目的を達成したと見なされず、補助金の返還を求める可能性があります

救急・周産期・小児医療機関Q&A(厚生労働省)

No	質問	回答
47	当該事業は①新型コロナウイルス感染症対象事業(消毒経費)、②新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関設備整備事業(个人防护具、簡易陰圧装置)、③ 帰国者・接触者外来等設備整備事業(个人防护具、HEPAフィルター付き空気清浄機置)と重複すると考えられますが、どちらで申請したほうがよろしいでしょうか。	医療機関が活用しやすいほうで申請されたい。
48	(3)新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関設備整備事業、(16)新型コロナウイルス感染症重点医療機関等設備整備事業、(18)新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業は、設備整備という点で制度的に似ている部分があるが、それぞれの棲み分けをどう整理しているのか？ また、医療機関によっては、補助対象が重複しかねないが、その場合は、重複して補助が受けられるのか？	(16)新型コロナウイルス感染症重点医療機関等設備整備事業は重点医療機関を対象とした事業。3)新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関設備整備事業はそれ以外の感染症患者を入院受け入れする医療機関を対象。(18)新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業は疑い患者を受け入れる救急・周産期・小児医療期間を対象としている。 重複はできないので医療機関側でどの補助を受けるか検討してもらう必要がある。
49	支援金の交付対象経費として、6/16説明会では、「医療機関に従前から在職する職員の人件費以外」が対象となると説明があり、具体的な対象経費として、清掃、洗濯等の委託経費も例示されていた。 院内感染防止、感染拡大防止対策に要する費用との定義からすると、清掃や洗濯業務については、例年の清掃等の委託料ではなく、感染防止対策のため、令和2年度に追加した業務のみが交付対象となると考えるが、よろしいか伺いたい。	医療提供体制を確保するための委託業務であれば対象となる。
50	上記に関連して、支援金の対象経費を県の補助要綱において、以下のよう に定義することは適当であるか伺いたい。 「新型コロナウイルス感染症に係る院内感染防止(感染拡大防止)のために、令和2年4月1日以降、新規に実施した事業であり、令和元年度以前から感染防止のために経常的に行ってきた事業を除く。」	医療機関、薬局等における、新型コロナウイルス感染症に対応した感染拡大防止対策や診療体制確保等に要する費用を補助するものであり、対象事業を新規に実施した事業に限定していない。

救急・周産期・小児医療機関Q&A(厚生労働省)

No	質問	回答
51	<p>交付要綱別表の対象経費には光熱水費があげられている一方、Q&A共通問9には「整備した設備について、ランニングコストである光熱水費は補助対象外です。」とあり、対象となる光熱水費がイメージしにくいいため、想定されているものがあればご教示ください。</p>	<p>感染拡大防止対策に要する費用、院内等での感染拡大を防ぎながら地域で求められる医療を提供するための診療体制確保等に要する費用に該当する光熱水費は補助対象となります。 なお、Q&Aの共通事項9は、設備整備の光熱水費の質問となります。</p>
52	<p>令和2年4月1日から申請日までの期間中、感染拡大防止に関する取り組みを行った施設であって、その後廃止した施設は申請対象に含まれるでしょうか。</p>	<p>例えば医療機関の場合、申請時に保険医療機関であることが必要になります。補助金が交付された医療機関が事業完了前に廃止となった場合、廃止までの支出は対象となりますが、廃止以降の支出は対象になりません。 なお、交付した額が廃止までの支出額を上回る場合は、精算が必要となります。</p>
53	<p>県医師会から、「領収書等の証拠書類」の「等」に関して具体的に示されたと言われており、来週初めにもご返答をお願いします。</p>	<p>医療機関等からの実績報告は詳細を検討中ですが、領収書のほか、納品書、請求書、明細書など、対象経費が分かるものであれば、証拠書類になり得ると考えています。</p>

救急・周産期・小児医療機関Q&A(厚生労働省)

No	質問	回答
54	<p>交付申請時の対象経費と実績報告時の対象経費は、金額の増減はもちろんのこと、対象経費項目そのものが全く変わっていても支障ないか。(例：交付申請時は全て需用費であったが、実績報告時は全て委託料)</p>	<p>支障ありません。</p>
55	<p>領収書の場合、補助率10/10である以上、原本提出必須でよいか。領収書の記載のみでは補助対象か否か不明な時は、領収書を再提出させる必要があるか。(納品書等の補足書類などどこまでを認めて良いか。)</p>	<p>原本でなくても差し支えありません。</p>
56	<p>「申請は各施設1回のみ」とQ&Aにあるが、現在示されていない様式の上では、変更申請を行うことは認めないということによいか。(精算時には返還のみであって、交付申請時に上限未満で申請していて、実績報告時に増額が判明しても制度上はできないということによいか。)</p>	<p>申請は医療機関等につき1回としており、対象となる可能性のある費用について、漏れのないよう申請いただくよう、周知をお願いします。ただし、やむを得ない場合に、申請受付期限内(標準スケジュールでは、令和2年2月末まで)に再度の申請を認めることは差し支えありません。</p>